# 大地震への今後の対応方針について ~東日本大震災を踏まえて~

平成23年9月30日作成 久喜市災害対策本部

東日本大震災における、本市の被害状況とその対応については、総括としてとりまとめたところである。

発災後の初期対応に関して、総括を踏まえて、次のとおり今後の対応方針を定める。

## 1 職員に対する防災教育及び訓練の強化

本市においては、茨城県南部地震の発生が危惧され、大規模地震に備え職員一人ひとりが災害時の役割分担を理解し実行できることが重要である。また、東日本大震災における被災地自治体職員の対応にもあるように、一人の職員が何役も担えるような臨機応変に行動できる防災対応能力を身につけておく必要がある。

震災発生時には、特に初期段階において迅速な被害状況の把握と情報の共有が応急対策を実施するうえで大変重要となり、災害時に使用する情報伝達機器の取扱いなどを職員が十分に習熟していることが必須である。

このため、参集率向上等に向けた防災意識の醸成と防災に関する知識・技術を身につけるため、職員の防災教育及び訓練の強化に努める。

## 2 自助・共助体制の推進

今回の地震は、平日の勤務時間内に発生したことから、初動対応から多くの職員が災害対応 に従事できた。仮に、地震が夜間や休日等に発生した場合には、今回と同様の初動体制で対応 することは難しいものと思われる。

地震発生直後から一定の期間は、市民一人ひとりが、或いは地域住民の皆様や事業所の皆様 等が協力して災害応急対策に取り組むことが求められる。災害に強い人づくりや災害に強い地 域づくりなどの自助・共助体制の推進に努める。

## 3 地域との連携強化

大規模な地震が発生した場合は、被災者の救出救護や避難所の運営等など、行政と地域が一体となって長期に渡って取り組む必要がある。そして、その取り組みを円滑に実施するためには、発災初期の段階から被害状況などの情報を行政と地域等との間で共有し、協力体制と信頼関係を構築することが重要である。

このため、平素から今まで以上に、地域と具体的に災害対策の話し合いを進めるとともに、 自主防災組織等が実施する防災訓練等を通じて信頼関係を築き、災害発生時には、初期の段階 から地域と連絡を取り合い協力体制が構築できるように、地域との連携強化に努める。

## ・ 区長への報告等

発災直後の災害情報や対応状況について、区長への報告ができなかったが、今後は、区長からの被害状況の報告書提出を契機に、区長との会議を設けるようにする。

#### 消防団活動

消防団に対しても災害情報などが伝わらず、活動に支障をきたした。今後は、連絡手段を 検討するとともに、市と消防署・消防団の連携を強化し、消防団の活動が十分発揮できるよ うな体制を確立する。

## 4 来庁者・施設利用者の安全対策

- ・ 大規模地震の発生に伴い、来庁者・施設利用者等を屋外へ避難誘導した場合、役所や施設 の再開見込み(利用中止も含めて)等を周知するようにする。
- 来庁者・施設利用者等の屋外への避難誘導場所を徹底する。
- 本庁舎、総合支所、公共施設等との連絡方法・手段について検討する。
- ・ 学校については、引き取り方法に統一する。
- 執務室内のロッカー等の転倒防止について徹底する。

## 5 避難所について

- ・ 市地域防災計画では、市災害対策本部の開設決定を待つまでもなく、市民の自発的な避難 により、指定避難所を開設することとなっている。このため、震度5強以上の地震が発生し た場合、職員が避難所に自主的に参集できるよう、予め指定職員を定めるものとする。
- ・ 停電時の夜間照明を確保するため、災害時用備蓄品の見直しを行い、各避難所に懐中電灯 やランタン等を整備する。また、発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新た な燃料(ガス等)に転換することを検討する。
- ・ 拠点避難所の運営(開設の手順等)や機器等の操作について、市職員、学校職員、地域住 民の方などが協力して円滑に実行できるよう、情報の共有化、担当者の研修、各施設での実 践的な訓練等を実施する。

## 6 帰宅困難者について

市地域防災計画では、鉄道の乗客が鉄道運行停止により帰宅困難者となることは想定していなかった。このため、鉄道事業者から要請があった際には、混乱し、駅近くの受け入れた公共施設には、大きな負担をかけた。今後、鉄道事業者との平時での協議を行い、スムーズな受け

入れに努める。

なお、各駅ごとに受け入れ公共施設の順位付けを行い、職員の配置等に努める。

## 7 被災地からの避難者受け入れについて

被災地からの避難者受け入れについては、市地域防災計画には明確な定めはなかったが、一時避難所として総合体育館や彩嘉園を開設し、受け入れに努めてきた。また、親戚・知人等の民間住宅等に避難された方については、支援情報や生活関連情報などの提供、相談事業の実施等を行った。

今後、市地域防災計画の見直しの際に計画の中に位置づけ、受け入れ支援に努める。

8 総括における課題への対応について 別添のとおり